

佐世保市監査委員公表第6号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

教育委員会 分

令和6年2月22日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆
佐世保市監査委員 井 上 友



5 教総第 9 2 3 号
令和 6 年 2 月 2 0 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市教育長 陣内 康昭



監査結果に対する措置について（通知）

令和 6 年 1 月 2 4 日付、佐世保市監査委員報告第 1 9 号で提出された監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和 6 年 2 月 2 0 日
第 号

措置通知書

教育委員会

歌浦小学校

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 支出事務</p> <p>① 郵便切手等の管理において</p> <p>ア 佐世保市立学校物品会計規則第11条で、「学校長等は、教育長が指定する時期に前条第1項第3号の物品受払簿と現品を照合し、保管状況を確認しなければならぬ。」と規定されているにもかかわらず、指定された時期に照合を行っていなかった。</p> <p>イ 切手・葉書受払簿と切手の残高が一致しなかった。</p>	<p>規則や学校事務の手引きで規定されているにもかかわらず、年3回の照合・確認についての認識が無く、その事務処理を怠っていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、受払簿を精査し切手・葉書の照合・確認を行いました。</p> <p>今後は、規定されているとおり年3回の照合・確認を確実に行います。その際には、校長だけでなく教頭も確認を行い、複数の目で確認をすることで今後ミスがない処理をしていきます。</p> <p>また、切手・葉書の保管場所を校長室金庫のみにし、照合時には、総金額で合わせるのではなく、それぞれの枚数で確認を行います。</p> <p>規則や学校事務の手引きで規定されていたにもかかわらず、令和4年度以降、切手・葉書受払簿と切手等の照合・確認を怠り、調査日時時点で、受払簿と残高が一致しておりませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、遡って精査したところ、令和3年度分から誤記入や未記入があることがわかりました。また、通常の保管場所とは別に事務室書類保管棚にも切手が保管され失念していることもわかりました。</p> <p>以上により受払簿の誤記入・未記入を修正した結果、令和5年12月28日の時点で受払簿と切手の残高が一致しております。</p> <p>今後は、規定されているとおり年3回の照合・確認を確実に行います。また、毎月末に切手・葉書受払簿と切手の現品を確認し、照合するようにいたします。その際には、校長だけでなく教頭も確認を行い、複数の目で確認をすることで今後ミスがない処理をしていきます。</p> <p>さらに、切手等現物の保管場所を校長室金庫のみとし、校長の許可のもと使用するとともに受払簿の記入後も校長が確認の上、受入・払出処理を行っていきます。</p> <p>なお、今回の指摘を受け、令和6年1月22日に教育長名で全小・中学校長及び義務教育学校長に対し、学校における適正な切手管理の徹底について通知を行いました。</p>

措置通知書

教育委員会

鹿町小学校

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 支出事務</p> <p>① 郵便切手等の管理において イ 切手・葉書受払簿と切手の残高が一致しなかった。</p>	<p>令和4年度、定形郵便物を2通郵送した際に、本来は84円切手の貼付が必要なところを、80円切手を貼付したため、料金不足により相手方へ送信されず、戻ってきました。その際、不足分の8円分（4円×2枚）の切手を職員が私有していた切手で一時立て替えをして再郵送したため、切手残高と切手・葉書受払簿との差異が生じてしまったものです。</p> <p>私物で補填した切手（8円）は令和5年12月1日に職員に返却し、校長、事務職員複数で受払簿と現有数の確認を行うとともに、立て替え払い禁止について全職員に周知徹底しました。</p> <p>今後は立て替え払い禁止の徹底と、現在行っている校長及び事務職員の年3回の受払簿と現有数の定期点検に加え、スクールサポートスタッフによる年2回の点検を実施し、より正確な郵便切手の支出を行います。また、郵便料金の改定が行われた際は情報共有を行うことで正確な郵便料金を支出いたします。</p> <p>なお、今回の指摘を受け、令和6年1月22日に教育長名で全小・中学校長及び義務教育学校長に対し、学校における適正な切手管理の徹底について通知を行いました。</p>

措置通知書

教育委員会

祇園中学校

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 財産管理事務</p> <p>① 佐世保市立学校物品会計規則第16条第3項で「備品台帳に登載すべき備品を検収したとき、学校長等は、備品ラベルを貼付…しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルの貼付がされていないものがあった。</p>	<p>令和5年3月に購入した身長計に、規則の規定により貼付すべき備品ラベルについて、令和4年度末に検収し、その時点で貼付すべきであったものを失念し、その後も事務処理を怠っていたものです。</p> <p>令和5年10月20日に指摘を頂き、翌21日に備品ラベルを貼付しました。</p> <p>今後は、備品購入後に確実に備品ラベルを貼付するとともに、備品点検の際には、現物の確認に加えて、備品ラベルの貼付の確認についても徹底するように職員に周知いたしました。</p>